

2017 年 10 月 27 日

## 「一帯一路」シリーズ

### 第 17 回 施政方針演説から見る 「一帯一路」構想への香港の取り組み

香港の林鄭月娥(キャリー・ラム)行政長官が 10 月 11 日に就任後初めて行った施政方針演説では、中国の「一帯一路」構想に対する香港の取り組み方針が盛り込まれました。「一帯一路」シリーズ第 17 回目の本稿では、施政方針演説に盛り込まれた「一帯一路」関連の主な施策を簡単に纏めます。

#### 「一帯一路」参画方針は前政権を踏襲

中国の習近平・国家主席が 2013 年に提出し、重要な国家戦略として位置付けられている「一帯一路」構想。2015 年 3 月に国家発展改革委員会、外交部、商務部が連名で『シルクロード経済ベルトと 21 世紀の海上シルクロード共同建設促進のビジョンとアクション』(以下、『ビジョンとアクション』)<sup>1</sup>を公表し、政府として初の「一帯一路」計画を打ち出し、構想の枠組みや狙いを示しました。

『ビジョンとアクション』が発表された翌 2016 年以降、香港も施政方針演説で「一帯一路」構想に関する専門の項目を設け、構想参画に向けた取り組み方針などを示してきました。「一帯一路」構想への参画について林鄭行政長官は、前行政長官の方針を踏襲して前向きな姿勢で、施政方針演説の中では、「一帯一路」建設に関して、「香港の経済成長の新たな牽引役になる」との認識を改めて表明しました。

#### 中央政府との連携強化

「一帯一路」構想参画にあたっての香港政府の取り組み事項としては、まず中央政府との連携強化が挙げられます。国家発展改革委員会と年末までに、「一帯一路」への香港の参画に関する全面的な協定を締結。協定には、金融、インフラ、貿易、プロジェクトマッチング、紛争処理、さらには「広東・香港・マカオビッグベイエリア」構想など多岐にわたる分野が盛り込まれる見通しです。同時に、国家発展改革委員会と連携強化の体制を確立し、直接的且つ定期的なコミュニケーションを図れる枠組みを構築する方針です。

#### 「一帯一路」沿線国との関係拡大

「一帯一路」沿線国との関係拡大も図ります。租税協定の締結国・地域については、現在の 38 から今後数年以内に 50 に増やし、特に、「一帯一路」沿線国との協定締結を積極的に進める方向です。

貿易・投資協定では、今年 11 月に東南アジア諸国連合(以下、ASEAN)と自由貿易協定及び投資協定を締結。ジョージアとの自由貿易協定は、双方の国内での手続き完了後に締結する予定です。オーストラリア、モルディブとの

<sup>1</sup> [http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201503/t20150328\\_669091.html](http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201503/t20150328_669091.html)

自由貿易協定については、交渉は継続。このほか、マカオとは、経済貿易緊密化協定(CEPA)を締結する計画です。

海外における香港政府の経済貿易事務所も増設します。現状、経済貿易事務所は、先進国を中心に12カ所に設けられていますが、「一帯一路」建設で潜在的な成長を具備しているASEAN諸国での増設を推進し、シンガポール、インドネシアに続くASEANで3カ所目の事務所として新たにタイに設置を計画しています。

## 金融サービス

「一帯一路」関連プロジェクトの資金調達拠点としての役割が期待される香港。施政方針演説では、「国際金融センター、人民元のオフショア取引ハブ、国際資産管理センターとしての地位を強化・向上させるべく、『一帯一路』及び『広東・香港・マカオビッグベイエリア』構想をチャンスとして掴む」など、従来からの方針が多い中であって、目新しい施策としては、グリーンボンドの発行計画が挙げられます。持続可能な発展、気候変動に対応すべく、政府主導で次期財政年度にグリーンボンドを発行。中国本土、「一帯一路」沿線エリア、さらには海外の投資家が香港の資本市場を通じ、環境保護プロジェクト向けの資金調達を行えるよう推進する方針を示しました。

## 法律サービス

アジア太平洋地域における国際法律・紛争解決サービスセンターとしての地位を堅固にする取り組みの一環として、香港は「一帯一路」及び「広東・香港・マカオビッグベイエリア」の国際法律・紛争解決サービスセンターを目指します。

「一帯一路」の紛争解決サービスセンターを巡っては、9月11日に香港で開催された「一帯一路サミット」においてもテーマの一つとなり、袁国強・司法長官が、「香港は1980年代から建設業界の仲裁センターとして利用されているため、インフラプロジェクトの紛争処理で経験豊かな人材がそろっている」とし、「『一帯一路』沿線国でのインフラプロジェクト紛争において重要な役割を果たせる」と自信を示しています。

\* \* \*

前述したように、「一帯一路」構想への取り組みに関して林鄭・行政長官は、前行政長官の方針を踏襲しているため、施政方針演説でも特段の変化がみられませんでした。中国の対外開放の進展に伴い香港の「中国本土へのゲートウェイ」としての役割に変化が生じる中、「一帯一路」構想を真のチャンスとすべく、中央政府との連携、着実な政策の実行などが引き続き求められます。

## 「一帯一路」関連の主な取り組み事項

中央政府との連携強化	国家発展改革委員会と年末までに「一帯一路」への香港の参画に関する全面的な協定を締結
「一帯一路」沿線国との協力関係強化	租税協定締結国・地域を現在の 38 から数年以内に 50 に拡大
	2017 年 11 月に ASEAN と自由貿易協定及び投資協定を締結
	ジョージア、オーストラリア、モルディブと自由貿易協定締結の方向
	ASEAN 諸国を中心に海外での香港政府・経済貿易事務所を増設
金融サービス	「一帯一路」構想及び「広東・香港・マカオビッグベイエリア」の発展がもたらすチャンスを掌握し、中国本土及び海外の企業の資金調達プラットフォーム、金融サービスハブとしての地位向上
	「一帯一路」プロジェクトの金融サービスセンターへ
	「一帯一路」関連のインフラ建設向けファイナンスへの長期投資家の参画を奨励
	中国本土、「一帯一路」沿線エリアなど海外の投資家が香港で環境保護プロジェクト向けの資金調達を行えるよう、グリーンボンドの発行を推進
法律サービス	「一帯一路」及び「広東・香港・マカオビッグベイエリア」の国際法律・紛争解決サービスセンターへ

(出所) 施政報告及び施政アジェンダを基に作成

(執筆: 株式会社三井住友銀行 コーポレート・アドバイザー本部 香港グループ)

本誌内容に関するご照会は、お取引店までご照会ください。